

改正

平成28年 3 月30日告示第114号

平成28年 8 月29日告示第241号

平成29年 3 月24日告示第87号

平成30年 8 月31日告示第244号

令和元年 9 月27日告示第131号

令和 3 年12月16日告示第410号

令和 5 年12月28日告示第331号

令和 7 年 3 月28日告示第130号

令和 7 年 6 月 3 日告示第196号

鴻巣市一般競争入札（事後審査型）執行要綱

（趣旨）

第 1 条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成17年鴻巣市告示第87号）第 1 条に定める建設工事等の契約及び鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程（令和 6 年鴻巣市告示第216号）第 1 条に定める物品売買等の契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第 2 条 事後審査型入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 公告日から落札決定までの期間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年鴻巣市告示第244号。第22条において「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （3） 公告日から落札決定までの期間に、鴻巣市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成28年鴻巣市告示第239号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(4) 建設工事等に係る契約においては、次のとおりとする。

ア 鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に定める競争入札に参加する資格を有し、かつ、鴻巣市建設工事等競争入札参加資格者名簿に一般競争入札に対応する業種で登録されている者であること。

イ 直近の2年度において、市が発注した建設工事の請負のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。

ウ 建設工事の請負において、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けている者であること。

(5) 物品売買等に係る契約においては、鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程に定める競争入札に参加する資格を有し、かつ、鴻巣市物品売買等競争入札参加資格者名簿に一般競争入札に対応する業種で登録されている者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次に掲げる事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値
- (4) 事業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種又は類似の工事又は業務の施工等の実績
- (6) 建設工事等に配置予定の技術者等
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第3条 公告の内容等は、鴻巣市工事等指名業者選考委員会に諮り、決定するものとする。

(入札の公告)

第4条 入札の公告は、鴻巣市一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

(入札執行者)

第5条 入札執行者は、一般競争入札の事務を所掌する部長又は部長が指名した者とする。

2 入札執行者は、入札するに当たって一般競争入札の事務を所掌する課の職員にその執行を補助させることができる。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる交付が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとし、その貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者は、公告において指定する方法により質疑をすることができる。この場合において、質疑に対する回答は、公告において指定する方法により行うものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、鴻巣市契約規則（昭和39年鴻巣市規則第6号。以下「契約規則」という。）第4条及び第7条に基づくものとする。ただし、契約規則第7条第1項第2号による入札保証金の免除規定は適用しない。

2 入札保証金は、契約規則第4条第2項の規定により、入札の終了後に還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充てるものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第4項の規定により返還しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 市長は、指定した入札案件について、入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札執行者は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより入札を執行する。

(再度入札)

第12条 入札執行者は、初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行うことができる。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

(1) 無効の入札をした者

(2) 最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者

(3) 低入札価格調査対象入札を実施した場合において、次のいずれかに該当する者

ア 失格基準価格の110分の100未満の価格の入札をした者

イ 調査基準価格の110分の100未満で失格基準価格の110分の100以上の価格の入札をして、低入札価格調査を行った結果、落札候補者とされなかった者

3 再度入札は2回まで行うことができる。

(不落時の取扱い)

第13条 前条の規定により再度入札を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、日時を改めて公告を行い、一般競争入札に付するものとする。ただし、複数回一般競争入札に付し落札者がいない場合又は一般競争入札に付することができない場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。

(1) 予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設定した場合にあっては、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格）の入札がないとき。

(2) 低入札価格調査対象入札を実施した場合において、次のいずれかに該当するとき。

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で失格基準価格の110分の100以上の価格の入札がないとき。

イ 入札書比較価格の制限の範囲内で調査基準価格の110分の100以上の価格の入札がなく、低入札価格調査対象入札があったが、当該入札をした者について低入札価格調査を行った結果、落札候補者としなかったとき。

(入札の辞退)

第14条 入札の辞退は、鴻巣市電子入札運用基準（令和7年4月1日施行）に基づき、取り扱うものとする。

2 前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札参加者は、一旦提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

第16条 入札執行者は、鴻巣市競争入札参加者心得（令和5年12月19日市長決裁）第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事情により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 入札参加資格の審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (5) 郵便、ファクシミリ等により入札書を提出した者がした入札
- (6) 入札金額見積内訳書の提出を求められた場合において、不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出が受理された者がした入札
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合における次に掲げる入札
 - ア 入札者の押印のない入札書による入札
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - カ 他人の代理を兼ねた者がした入札

キ 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(11) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第18条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定した場合にあっては、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）を落札候補者とする。ただし、売払いの場合は、最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2 総合評価方式を適用した場合においては、次のとおりとする。

(1) 入札書比較価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格又は失格基準価格の110分の100未満の価格の入札をした者は除く。

(2) 評価値の算出方法については、鴻巣市総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

(くじによる落札候補者の決定)

第19条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

(1) 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるとき。

(2) 総合評価方式を適用した場合において、評価値等が最も高い者が2者以上いるとき。

(低入札価格の調査)

第20条 入札執行者は、低入札価格調査対象入札があるときは、前2条の規定にかかわらず、落札候補者の決定を保留し、当該入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により、前項各号のいずれかに該当すると認められる入札をした者は、前2条の規定の対象としない。

3 低入札価格調査の実施並びに調査基準価格及び失格基準価格の設定については、鴻巣市低入札価格調査実施要綱（平成28年鴻巣市告示第146号）の規定による。

(落札決定の保留)

第21条 入札執行者は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落

札決定を保留する。

(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第22条 市長は、第18条又は第19条により落札候補者となった者に対し、午前の開札にあつては開札日の午後5時まで、午後の開札にあつては開札日の翌日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）の正午までに電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札とした場合は、落札候補者通知（様式第2号）により落札候補に通知するものとする。

2 落札候補者は、入札参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）にあつては様式第3号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第4号）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体等の建設工事の請負にあつては様式第5号、鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第1条第2号及び第3号に掲げる業務委託及び物品売買等の契約にあつては市長が別に定める様式。特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号。以下「確認資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 契約規則第17条第3号に基づき契約保証金の納付の減免を認める場合であつて、減免を希望する者は、該当建設工事等又は物品売買等の契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内に電子メール又は持参により提出しなければならないものとする。

5 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は入札参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、入札参加停止要綱に係る報告手続等の措置を講ずるものとする。

(入札参加資格の審査)

第23条 市長は、入札参加資格の要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、入札執行者は、改めて第18条から第20条までの規定に基づき落札候補者を決定するものとする。この場合において、市長は、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様

に審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 3 入札参加資格の審査は、前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 4 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第7号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定）

第24条 入札執行者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 市長は、落札者が免税事業者の場合は、落札者から免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、特定建設工事共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴収するものとする。

（入札参加資格不適合の通知）

第25条 市長は、第23条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者が、入札参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- 3 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申立書（様式第9号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 4 市長は第2項の説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に回答書（様式第10号）により回答するものとする。
- 5 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（契約保証金）

第26条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第16条、第16条の2及び第17条に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、預り証兼返還請求書に基づき、返還するものとする。

- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の2第2項の規定に基づき返還しないものとする。

（議会の議決を要する契約）

第27条 議会の議決を要する契約は、議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

（契約の確定）

第28条 契約は、市長又は市長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

（その他）

第29条 この告示に定めがない事項は、鴻巣市電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告したものから適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、廃止前の鴻巣市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年9月27日市長決裁）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日告示第114号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告したものから適用する。

附 則（平成28年8月29日告示第241号）

この告示は、平成28年9月1日から施行し、同日以降に公告したものから適用する。

附 則（平成29年3月24日告示第87号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告したものから適用する。

附 則（平成30年8月31日告示第244号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日告示第131号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月16日告示第410号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の鴻巣市建設工事等請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる事後審査型入札について適用し、同日前に行われた事後審査型入札については、なお従前の例による。

(鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の一部改正)

- 3 鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示(令和3年鴻巣市告示第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年12月28日告示第331号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市建設工事等請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和7年3月28日告示第130号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の鴻巣市一般競争入札(事後審査型)執行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和7年6月3日告示第196号)

この告示は、公布の日から施行する。

鴻巣市一般競争入札（事後審査型）公告

一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については鴻巣市一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

年 月 日

鴻巣市長

1 入札案件

(1) 件名

(2) 場所

(3) 契約期間

契約締結の日から 年 月 日まで

(4) 予定価格

(5) 最低制限価格

(6) 入札案件の概要

(7) 入札保証金

(8) 契約保証金

(9) 支払条件

(10) 入札手続等の方法

2 入札に参加できる者の形態

3 入札に参加する者に必要な資格

4 入札参加資格の有無の確認

5 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

6 入札執行の日時等

7 設計図書等

8 現場説明会

9 契約の時期

10 入札金額見積内訳書

- 1 1 入札回数
- 1 2 電子くじ
- 1 3 入札に関する注意事項
- 1 4 低入札価格調査の実施
- 1 5 落札者の決定方法
- 1 6 その他
- 1 7 問い合わせ先

様式第 2 号（第22条関係）

第 号
年 月 日

落札候補者通知

様

鴻巣市長

貴社が先に入札した次の案件について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料（及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書）を添えて、持参により提出してください。

- | | | | | |
|---|------|---|---|---|
| 1 | 公告日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 開札日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 件名 | | | |
| 4 | 場所 | | | |
| 5 | 提出期限 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 提出先 | | | |

様式第3号（第22条関係）

（単体企業・経常建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

（入札に参加する事業所）

住所

商号又は名称

代表者

次の案件の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

1 公告日 年 月 日

2 件名

3 場所

4 連絡先

（1）担当者所属・氏名

（2）電話番号

5 本入札で使用した電子証明書（ICカード）の記載事項（紙入札の場合は、記入不要）

（1）会社本店住所 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

（2）会社名 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

（3）名義人氏名 _____

6 入札書提出時点の事業所情報（紙入札の場合は、記入不要）

（1）会社本店住所 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

（2）会社名 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

（3）本店の代表者氏名 _____

事業所の代表者氏名 _____

-----発注者確認欄（紙入札の場合は、確認不要）-----

☐ 上記5と6の会社本店住所、会社名に相違がないこと。

☐ 上記5の名義人氏名と上記6の本店の代表者氏名又は事業所の代表者氏名に相違がないこと。

☐ 電子入札システム上で表示される電子証明書の記載事項と上記5に相違がないこと。

※ 相違がある場合は、入札手続を進める前に電子入札システムのヘルプデスクへ確認してください。

様式第4号（第22条関係）

（特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

特定建設工事共同企業体の名称

住所
代表構成員 商号又は名称
代表者

住所
構 成 員 商号又は名称
代表者

住所
構 成 員 商号又は名称
代表者

次の工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 連絡先

(1) 商号又は名称

(2) 担当者所属・氏名

(3) 電話番号

5 本入札で使用した電子証明書（ICカード）の記載事項（紙入札の場合は、記入不要）

(1) 会 社 本 店 住 所 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

(2) 会 社 名 _____（個人事業主の場合は、記入不要）

(3) 名 義 人 氏 名 _____

(4) 共同企業体の名称 _____

6 入札書提出時点の事業所情報（紙入札の場合は、記入不要）

- (1) 会社本店住所 _____（個人事業主の場合は、記入不要）
(2) 会社名 _____（個人事業主の場合は、記入不要）
(3) 本店の代表者氏名 _____
事業所の代表者氏名 _____
(4) 共同企業体の名称 _____

代表者等^{※1}の変更が発生した又は見込みが生じた場合は、変更日^{※2}以降、前代表者等の電子証明書は、絶対に使用せず、必要な手続きをしてください。

※1「代表者等」とは、次に掲げるものをいう。

- 名義人所属の会社本店住所
- 名義人所属の会社名
- 名義人氏名（改姓又は改名を含む。）
- 名義人の住民票記載住所
- 鴻巣市建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者名又は代理人名（契約者）

※2「変更日」とは、次に掲げるものをいう。

- 名義人氏名（改姓又は改名を除く。）、会社名又は本店住所の変更は、取締役会等で指定された日
- 名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日

-----発注者確認欄（紙入札の場合は、確認不要）-----

- ☐ 上記5と6の会社本店住所、会社名に相違がないこと。
 - ☐ 上記5の名義人氏名と上記6の本店の代表者氏名又は事業所の代表者氏名に相違がないこと。
 - ☐ 電子入札システム上で表示される電子証明書の記載事項と上記5に相違がないこと。
- ※ 相違がある場合は、入札手続を進める前に電子入札システムのヘルプデスクへ確認してください。

様式第5号（第22条関係）

（単体企業、経常建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認資料

住所

商号又は名称

代表者

1 工事名

2 工事場所

3 対象工事に対応する業種に係る各事項について

対象業種：	格付：
直近の経営事項審査の総合数値：	
直近の建設業許可有効期間：	年 月 日から 年 月 日まで

（注1）直近の経営事項審査の結果の写し（経営規模等評価結果通知書・総合評
定値通知書の写し）を1部添付すること。

（注2）直近の建設業許可の写しを1部添付すること。

4 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地
都道府県： 市区町村：

5 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

	年度	年度
工 事 名		
発 注 機 関 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		
工 期		
受 注 形 態 等	単体 ・ JV （該当する方に○）	単体 ・ JV （該当する方に○）

（注1）公告で定められている同種・類似工事等の施工実績について記入すること。

（注2）上記工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し、又は工事請負契約書の写し
等を添付すること。

6 当該工事に配置予定の技術者

技 術 者 区 分		
従 事 予 定 者 名		
所 属 会 社 名		
生年月日（年齢）		
最 終 学 歴		
法令による免許 （取得年月日） （登録番号等）		
現在の受持工事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	従 事 役 職	
技術者の工事実績	工 事 実 績 そ の 1	
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 実 績 そ の 2	
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	

（注1）公告で定められている工事実績について記入すること。

（注2）上記工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し又は工事請負契約書・現場代理人届の写し等、工事内容や従事実績を証明できるものを添付すること。

（注3）欄が足りない時は、コピーをして記入すること。

様式第6号（第22条関係）

（特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 _____

1 工事名

2 工事場所

3 対象工事に対応する業種に係る各事項について

	商号又は名称	対象業種	格付
代表構成員			
構成員			

4 対象工事に対応する業種に係る直近の経営事項審査の総合数値

	商号又は名称	数値
代表構成員		
構成員		

5 対象工事に対応する業種に係る直近の建設業許可有効期間

	商号又は名称	許可有効期間
代表構成員		年 月 日から 年 月 日まで
構成員		年 月 日から 年 月 日まで

6 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所の所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		都道府県： 市区町村：
構成員		都道府県： 市区町村：

（注1）直近の経営事項審査の結果の写し（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し）を1部添付すること。

（注2）直近の建設業許可の写しを1部添付すること。

7 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称		
工事名等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %） ※該当するものに○

構成員の商号又は名称		
工事名等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %） ※該当するものに○

(注1) 公告で求められている同種・類似工事の施工実績について記入すること。

(注2) 上記工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し又は工事請負契約書の写し等を添付すること。

8-1 当該工事に配置予定の技術者：代表構成員

技術者区分		
従事予定者名		
所属会社名		
生年月日（年齢）		
最終学歴		
法令による免許 （取得年月日） （登録番号等）		
現在の受持工事	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	
工事実績	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	

(注1) 上記工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し又は工事請負契約書・現場代理人届の写し等を添付すること。

(注2)記入欄が足りない時は、コピーして記入すること。

8-2 当該工事に配置予定の技術者：構成員

技 術 者 区 分		
従 事 予 定 者 名		
所 属 会 社 名		
生 年 月 日 (年 齢)		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 免 許 (取 得 年 月 日) (登 録 番 号 等)		
現 在 の 受 持 工 事	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	
工 事 実 績	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	

(注1)上記工事に係る現場代理人届（写し）を添付すること。

(注2)記入欄が足りない時は、コピーして記入すること。

様式第 7 号（第23条関係）

入札参加資格審査結果調書

件名	
場所	
開札日	
落札候補者	

資格要件

入札参加資格	適	否(理由：)
資格者名簿への登載	適	否(理由：)
経営事項審査	適	否(理由：)
指名停止中ではない	適	否(理由：)
工事成績点数	適	否(理由：)
資格審査数値や格付	適	否(理由：)
本店所在地	適	否(理由：)
実績	適	否(理由：)
配置予定技術者	適	否(理由：)

確認結果等

上記のとおり落札候補者が適格・不適格であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

(注1) 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

(注2) 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

様式第8号（第25条関係）

第 年 月 号
日

入札参加資格不適合通知書

様

鴻巣市長

印

貴社が先に入札した次の案件について、貴社の入札参加資格を審査した結果、次の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

- 1 公告日 年 月 日
- 2 開札日 年 月 日
- 3 件名
- 4 場所
- 5 入札参加資格を満たさないと認めた理由

（苦情の申立について）

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。本通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情申立書を契約検査課に提出してください。

様式第9号（第25条関係）

苦情申立書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

1 苦情申出者

住所	
電話番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
建設業許可番号	

2 苦情申出の対象となる入札案件

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第10号（第25条関係）

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



回 答 書

年 月 日付けで苦情申出があった件について、次のとおり回答します。

- 1 苦情申出の対象とされた入札案件
- 2 苦情のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容